

# 福 井 県

---

## 福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する 条例（仮称）の骨子案 に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

平成31年2月22日  
福井県農林水産部福井米戦略課

「福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例（仮称）の骨子案」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼申し上げます。提出されました御意見の概要等を、以下のとおり公表します。

- 1 意見募集期間  
平成31年1月21日（月）～2月4日（月）
- 2 意見件数（意見提出者数）  
34件（14名）
- 3 提出された意見の概要および県の考え方  
別添資料のとおり
- 4 お問い合わせ先  
福井県農林水産部福井米戦略課  
TEL：0776-20-0425  
FAX：0776-20-0649  
メール：fukuimai@pref.fukui.lg.jp

福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例（仮称）の骨子案  
に関する県民パブリックコメント意見の概要および県の考え方

【条例の制定】

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	種子法に代わる条例が制定されることは大変いいことだと思う。	今後とも、県が責任をもって優良な種子の安定生産・供給に取り組んでまいります。
2	福井県の農作物や食を守り発展させていくためにも、多様な種子と農業を守っていく県の姿勢を評価する。	
3	安全で安心な種を供給し続けてほしい。条例化は大賛成である。	
4	地元農家が栽培するおいしくて安全な農作物が、これまでどおり手に入るように条例が制定されることを望む。	
5	条例制定により、福井の米づくりが更に発展することを期待している。	
6	条例で県の役割を明確にすることは、大変意義があると思う。ぜひとも早急に制定してもらいたい。	
7	早期に条例を制定し、県が種子生産に関与し続けることを明らかにすべきである。	
8	県が独自に種子法に代わる条例を制定することは歓迎したい。	
9	条例が制定されることは米農家にとって大きな安心感につながり、福井の米づくりの発展に寄与することを期待する。	

【種子生産に対する県の関与】

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
10	条例制定により、県が恒久的に関与して種子生産現場を指導する土台が堅固となることは、評価したい。	今後も継続して、県がほ場審査・生産物審査を行うとともに、生産者や農業者団体に対して的確な指導および情報提供を行ってまいります。
11	今後も継続して県が種子生産の審査や指導をしてもらえるなら、条例化はありがたい。	
12	今後とも、圃場審査や種子審査、栽培管理に関する指導をお願いしたい。	
13	これまでどおりの体制で種子生産、栽培指導をお願いしたい。	
14	種子生産に関して専門的な知識を持ち、正確な判断ができる審査員の確保・教育についても尽力してほしい。	これからも審査員の技術向上に取り組んでまいります。
15	原種・原原種生産、採種圃設置等は費用対効果の問題のような気がする。	優良な種子の生産は、本県農業の発展に欠かせないものであることから、これまでどおり種子の生産を行ってまいります。
16	種子生産機械・施設の整備について、特段の支援をお願いしたい。	優良な種子の生産に必要な機械・施設等の整備の支援に努めてまいります。
17	種子の備蓄を行うなど安定供給について万全の対策を求める。	種子生産計画を策定し、優良な種子の安定生産・供給に取り組んでまいります。

【種子の価格】

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
18	肥料や農薬だけでなく種子の値段も上がらないよう検討してほしい。	これまでどおり県が原種を生産・供給することで、優良な種子を適切な価格で供給できるよう、努めてまいります。
19	これからも優良な種子が農家へできる限り安価で提供されることを希望する。	
20	優良で低価格な種子を供給してもらうためにも、公的機関である県に引き続き種子生産を担ってほしい。	
21	これまでどおりの価格帯で種子が買えるようにしてほしい。	

【条例の内容】

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
22	条例で守るのは、「コシヒカリ」や「いちほまれ」の純粋性や新品種開発の費用を県が担保し、それを保証し、種子の生産量を計画的に確保するということだけなのか。	これからも優良な品種を開発し、原種の供給に努めてまいります。
23	今回の条例では、品種開発についても盛り込まれており、引き続き優良な品種開発と原種の供給についてリードしてほしい。	
24	条例の中に、福井県独自の「優良品種の開発」を追加したことは良かったと思う。	
25	条例の概要(9)(10)の文面の中で、(9)では <u>指定種子生産者</u> (10)では <u>生産者</u> 、また(9)では <u>優良な種子</u> (10)では <u>優良な生産物</u> と統一感がなく、分かりにくい。	(9)は種子の生産者について、(10)は種子を使用して農産物を生産する一般の生産者について、規定しています。

【県が開発した種子の保護】

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
26	種子法が廃止された今、この条例により、「いちほまれ」の種子の流出は防げるのか心配している。	県が開発した品種を生産・販売する権利は種苗法により25年間保護されており、権利侵害した場合には罰則規定があります。
27	本県で開発、生産された種子もそのうち県外や海外に広がることと思う。罰則がないと意味がないのではないか。	
28	条例制定により、「いちほまれ」の種子が「いちほまれ」生産者以外や県外などに流出しないように努めてもらいたい。	

【本条例の対象外（そばや伝統野菜）の種子】

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
29	そばの種も気象災害などの発生に備えるなど守ってほしい。	そばの在来種や伝統野菜の重要性を踏まえ、農業試験場において貴重な遺伝資源として種子を長期保存し、守ってまいります。
30	県の農作物として重要な位置付けである「蕎麦」を、「稲、麦、大豆」と同等あるいは準じたものとして明示してほしい。	
31	伝統野菜などは大変希少価値があり、種子の多様性の重要性を考えれば地域の財産として、県としても保護していくべきではないか。	

【情報提供等】

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
32	種子法の廃止に伴い、メリット・デメリットが示されていないと、条例の必要性も理解できないのではないか。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
33	県民に幅広く条例のことを知ってもらうためのシンポジウムなどを開催してみてもどうか。	
34	条例を含めて種子生産に関する情報など、市町に対してもきちんと説明をしたほうがよい。	市町に対して説明に努めてまいります。